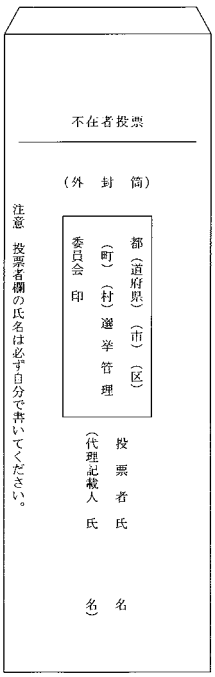
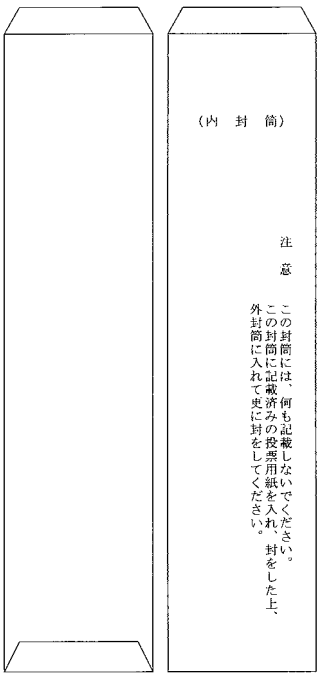
別記第三十八号様式（特定国外派遣組織に属する投票人の不在者投票における投票用封筒の様式）（第三十八条関係）

外封筒



内封筒



備考

一　令第八十一条第十一項において準用する令第七十条第五項の場合においては、外封筒の表面に代理記載人の氏名を記載しなければならない。

二　外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、別記第二十二号様式（仮投票用封筒の様式）の備考三及び四並びに別記第二十六号様式（令第六十七条第一項及び令第六十八条第一項の規定による投票用封筒の様式）の備考三に準ずる。

三　外封筒の表面には、憲法改正案の種類（二以上の憲法改正案がある場合に限る。）、投票区名その他必要と認める事項を余白に記載するものとする。

別記第三十九号様式（指定船舶に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）（第四十条関係）

請　求　書

投票人名簿に記載されている住所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号	投票人氏名	生年月日	船員手帳の番号	備　考

当何々丸は、遠洋区域を航行区域とする（日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第39条の規定に該当する）船舶であり、何年何月何日、何々に向け、何々港を出港し、何年何月何日、何々港に帰港する予定であるが、当何々丸に乗り組む右の船員から何年何月何日執行の国民投票について日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第82条第1項及び第83条第1項の申出を受けたので、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求します。

何年何月何日

船舶の名称　何々丸

船舶内に設置された投票の送信に用いるファクシミリ装置の番号

船舶の所有者　住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号

氏名（名称）

船長　住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号

氏名

（船長代理者　住所　都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号

氏名）

都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長あて

添付書類　船舶検査証書、許可証又は届出済書の写し

備考　船員が自衛隊員である場合にあっては、「船員手帳の番号」欄に「自衛隊員」と記載すること。